

10月31日(木)締切 低所得世帯支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯等に対し、低所得世帯支援給付金（1世帯当たり10万円）を支給します。

▼対象Ⅱ令和6年6月3日（基準日）において本市に住民登録があり、令和6年度分の住民税が「住民税非課税の方」、「均等割のみ課税されている方」または「均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方」で構成される世帯

▼申請締切Ⅱ10月31日(木)（消印有効）

▼子ども加算について
低所得世帯支援給付金支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を養育する世帯については、児童1人当たり5万円を支給します。

▼申込方法Ⅱ市から対象世帯の世帯主宛に送付した確認書の返信用封筒で返信

※令和6年1月2日以降に本市に転入した方、令和6年度分住民税未申告の方がいる場合、6月3日以降に出生した新生児がいる場合は問い合わせください。

必要事項を記載して、同封の返信用封筒で返信

※令和6年1月2日以降に本市に転入した方、令和6年度分住民税未申告の方がいる場合、6月3日以降に出生した新生児がいる場合は問い合わせください。

必要事項を記載して、同封の返信用封筒で返信

※令和6年1月2日以降に本市に転入した方、令和6年度分住民税未申告の方がいる場合、6月3日以降に出生した新生児がいる場合は問い合わせください。

必要事項を記載して、同封の返信用封筒で返信

※令和6年1月2日以降に本市に転入した方、令和6年度分住民税未申告の方がいる場合、6月3日以降に出生した新生児がいる場合は問い合わせください。

必要事項を記載して、同封の返信用封筒で返信

必要事項を記載して、同封の返信用封筒で返信

諸証明のコンビニ交付を開始します (12月2日(月)から)

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で、住民票の写し等各種証明書が取得できるサービスです。

早朝から深夜の時間および市役所が開いていない休日や夜間でも利用できます。

▶対象＝本市に住民登録または本籍がある方で、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードをお持ちの方

▶取得できる証明書＝別表のとおり

詳細は、広報11月号およびホームページでお知らせします。

☎市民課市民班 ☎(70) 0340

●別表

証明書の種類	利用可能時間 (※システム休止日あり)	証明書の種類	利用可能時間 (※システム休止日あり)
住民票の写し	6時30分～23時	戸籍全部事項証明書	9時～17時 (平日のみ)
印鑑登録証明書		戸籍個人事項証明書	
所得課税証明書		戸籍の附票の写し	

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の要介護認定を受けている方等で、次の要件を満たす方は、自宅などで不在者投票をすることができます。

事前に「郵便等投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会まで問い合わせてください。

▼対象

- ①身体障害者手帳Ⅱ次のいずれかに該当する方
- ②両下肢・体幹・移動機能（1級または2級）
- ③心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸（1級または3級）
- ④免疫・肝臓（1級～3級）

- ・戦傷病者手帳Ⅱ次のいずれかに該当する方
- ①両下肢・体幹（特別項症、第2項症）
- ②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓（特別項症、第3項症）
- ・介護保険被保険者証Ⅱ要介護5の方

国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険法では、次のような事情がある場合は、申請により一部負担金（医療機関等の窓口負担）の減免や徴収猶予を受けることができます。

- ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により体または資産に著しい損害を受けた場合
- ・干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少した場合
- ・事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合

☎市民課国保班 ☎(70) 0334

人間ドックの助成

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドック受検費用の助成を行っています。

市と協定を締結した医療機関で人間ドックを受けるときに、次のとおり助成を受けられます。受検前に申請が必要です。

▼助成額

- ・国民健康保険被保険者Ⅱ検査費用の7割相当額（大網病院4万円、その他医療機関3万円が上限）
- ・後期高齢者医療被保険者Ⅱ一律9,230円

▼市と契約している医療機関（全19医療機関）Ⅱ大網病院、浅井病院、井上記念病院、亀田クリニック（亀田健康管理センター）、亀田総合病院附属幕張クリニック、公立長生病院、国保旭中央病院、斎藤

☎市民課国保班 ☎(70) 0334

☎高齢者医療年金班 ☎(70) 0336

10月は行政相談月間 お困りごとはありませんか？

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人が配置されています。

地域における信望の厚い方々が、総務省と連携を図りながら、皆さんの行政に関する苦情や意見、要望をお聞かして、公平な立場から相談した方に助言する、関係する行政機関等に通知するなどの活動を無報酬で行っています。

市では、毎月第3(木)に定例行政相談所において相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。

▼相談日時Ⅱ10月17日(木)13時

会場Ⅱ中央公民館相談室
☎地域づくり課市民協働推進班 ☎(70) 0342
総務省千葉行政監視行政相談センター
☎0570(090)110

納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い制度です。保険料の納め忘れの無いようご注意ください。

◆控除の対象
令和6年1月～12月に納めた国民年金保険料全額（過年度分や追納された分も含む）。

◆控除を受けるには
年末調整や確定申告を行うときに、納めたことを証明する書類（控除証明書または領収証書）を添付してください。

令和6年1月1日～9月30日に保険料を納付した方は、10月下旬～11月上旬にかけて順次、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。また、証明書の電子データをマイナポータル「お知らせ」でも受け取ることができますが、その際には事前に「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行う必要があります。電子送付を希望する場合は、紙媒体の送付は停止されます。

詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

※10月1日(火)～12月31日(火)までの間に保険料を納められた方へは、令和7年2月上旬に送付されます。

☎ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル） ☎0570(003)004



ねんきんナビ

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じように、「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

また、自身の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い制度です。保険料の納め忘れの無いようご注意ください。

◆控除の対象
令和6年1月～12月に納めた国民年金保険料全額（過年度分や追納された分も含む）。

◆控除を受けるには
年末調整や確定申告を行うときに、納めたことを証明する書類（控除証明書または領収証書）を添付してください。

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

☎地域づくり課環境対策班 ☎(70) 0386